

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 4月26日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.		不適合件名	グレード	備考
1	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット油ポンプ(6台)において、当該ポンプ架台部のOリング劣化による油滲みが認められたため、当該Oリングを交換。	G III	
2	3・4号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋排気ファン(B)吐出側ダンパリンク機構ボルトにおいて、ボルトの脱落(4箇所中1箇所)が認められたため、当該ダンパリンク機構を修理。	G III	
3	その他	一次水処理建屋コンプレッサーにおいて、コンプレッサードレンフィルタに詰まりが認められたため、当該ドレンフィルタを交換。	G III	
4	その他	認定資格有資格者リスト(工事監理員及び検査従事者)の更新確認時において、有効期間切れ(対象者1名)が認められ、当該期間中(2013年4月5日～2013年4月25日)に行った工事監理と社内自主検査の有効性を評価するとともに、対応検討。	G II	